

B-③：法律

15:05-15:50

講演名：契約に関する法と契約書～和文契約書と英文契約書との比較を中心として～

スピーカー：松嶋 隆弘

日本大学法学部 教授/ 桜川協和法律事務所 弁護士

1993年 日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了

1995年 司法修習修了

1996年 日本大学専任講師

1997年 弁護士登録(現職)

2006年 日本大学教授(現職)

講演サマリー：英文契約書と和文契約書の代表的な条項(例えば、不可抗力条項、完全合意条項等)を対比し、それぞれの契約書の条項の意味のみならずその背景にある法的考え方を明らかにする。

その上で、平易さと正確さとを両立させる工夫についても考えをめぐらしてみたい。



16:00-16:15

講演名：クロスボーダー取引の契約書におけるプレインリーガルランゲージの留意点

スピーカー：Karl Pires

弁護士 シャーマン アンド スターリング外国法事務弁護士事務所

慶応大学 非常勤講師

1873年にニューヨークで設立され、現在 15カ国に 25のオフィスを構える外国法事務弁護士事務所 Shearman & Sterling LLP のパートナー。買収、投資、売却、合併事業など、幅広いクロスボーダー取引についてクライアントに助言してきた約 25年の経験がある。15年間日本に拠点を置き、エネルギー、製造、物流、ヘルスケア、テクノロジー業界の日本企業を代理。クライアントの代理のほか、慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)にて M&A 講座の非常勤講師を務める。

講演サマリー：

It is necessary to ensure the following when using plain legal language in contracts for cross-border transactions:

- Do not reduce or water down rights
- Do not omit key provisions or legal expressions
- Do not change legal words or terms that have a specific meaning in law and reside in the legal domain
- Do not create ambiguities

16:20-16:45



松嶋 隆弘 氏と Karl Pires 氏との対談